

議案第 1 1 7 号

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

(川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部改正)

第 1 条 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 3 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改め、同条第 5 号中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 6 項」に改める。

第 4 0 条第 1 号及び第 2 号中「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第 2 7 項」を「第 5 条第 2 8 項」に改める。

第 4 5 条第 1 号中「第 5 条第 2 3 項」を「第 5 条第 2 4 項」に改める。

第 9 9 条中「第 5 条第 2 8 項」を「第 5 条第 2 9 項」に改める。

第 1 2 8 条第 1 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

(川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正)

第2条 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正)

第3条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。